

## 京都芸術大学大学院学位規程

### (学位の授与)

第 1 条 京都芸術大学大学院（以下本大学院）は大学院学則第 3 7 条に則り、本規程に基づいてこれを授与する。

学位は、博士及び修士とする。

### (学位)

第 2 条 本大学院が授与する博士及び修士の学位には、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記することとする。また、英語表記は次のとおりとする。

(1) 博士課程芸術専攻 博士（芸術） Doctor of Fine Arts (D.F.A.)

(2) 修士課程芸術専攻、芸術環境専攻 修士（芸術） Master of Fine Arts (M.F.A.)

(3) 修士課程芸術専攻（通信教育） 修士（芸術） Master of Fine Arts (M.F.A.)

ただし、文化創生、芸術文化、歴史遺産研究、芸術環境研究、環境デザインなどの専門領域の研究論文については、博士（学術） Doctor of Philosophy (Ph.D.)、修士（学術） Master of Arts (M.A.) とすることができる。

### (学位授与の要件)

第 3 条 博士の学位は本大学院の博士課程を修了した者に、修士の学位は、本大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。ただし大学院学則第 3 7 条第 2 項により、本大学院博士課程修了者以外でも博士の学位を授与する場合がある。学位授与の可否を審査するにあたっては、以下の観点を十分に満たしているものを合格の基準とする。

#### (1) 博士学位申請論文

研究主題：芸術研究科の博士課程での研究として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして画期的な学問的意義、価値があるかどうか

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

成果公表：学術誌・学会・展覧会などでの成果発表を踏まえたものであるか。

#### (2) 修士学位申請論文等

研究主題：芸術研究科の修士課程での研究として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして十分な学問的意義、価値があるかどうか

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

(学位申請論文等の審査および試験)

第 4 条 第 3 条に規定する博士及び修士に関する審査及び試験は、次の手続きによって行う。

- (1) 博士学位申請論文又は修士学位申請論文等による審査を請求する者は、自著の学位申請論文等に所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。提出する論文の書式等については別に定める。
- (2) 本学博士後期課程に在籍し、博士学位申請論文による審査を請求する者は、研究成果の一部として作品を論文に含めることができる。その場合は論文審査に加えて、作品審査を伴うこととする。修士学位申請論文および修士制作物による審査を請求する者は、修士制作物の全容を示す作品写真等の資料と、作品制作に関連する自著の修士学位申請論文に、所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。制作物資料の体裁、学位申請論文の書式等については別に定める。
- (3) 当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。研究成果の審査にあたっては第 3 条での修士論文等の合格基準に従う。
- (4) 学位審査は、博士学位の審査においては主査 1 名副査 3 名計 4 名の審査委員で行う。博士学位の審査における副査 1 名は、必ず学外の有識者でなければならない。なお、作品に関する参考資料の提出を伴う博士学位の審査の場合には副査を増員することができる。修士学位の審査においては主査 1 名副査 2 名計 3 名の審査委員で行う。修士学位の審査における副査 1 名は、学位申請者の研究指導担当以外の学内外有識者とする。
- (5) 主査以外の審査委員は主査が推薦し、研究科委員会の議を経て同会議が承認する。
- (6) 学位審査においては、可及的速やかに論文等の審査及び試験を行わなければならない。試験は提出された論文や作品に関する分野、及びその関連分野に関する学識の確認を中心とし、口述もしくは筆記により行う。試験実施要領は審査委員による協議の上定めるものとする。なお、博士学位の審査においては口頭試問を行い、これを公開するものとする。
- (7) 主査は、論文等の審査及び評点を含む試験結果を記録の上、研究科委員会に提出し、意見を開陳する。
- (8) 研究科委員会は論文等の審査及び試験の可否を審議し、学長は論文等の審査及び試験の可否を決定する。

(審査の協力)

第 5 条 前条の審査にあたっては、主査の判断により、研究科委員会の議を経て、他大学教員、又は他の機関の研究者等、学外有識者から協力を得ることができる。博士においては前条 3 項により学外の者 1 名を選任しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 6 条 研究科長は、博士及び修士の学位授与に関し、論文等の審査及び試験の経過、結果等の事項を記録した学位授与記録簿を作成し、保存する。

(学位記)

第 7 条 博士又は修士の学位を授与された者には、所定の学位記をもって学長がこれを証する。

(学位名称の使用)

第 8 条 本大学院で学位の授与を受けた者がこれを用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与に関する文部科学大臣への報告)

第 9 条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与日から 3 ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の公表)

第 10 条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、授与日から 3 ヶ月以内に当該論文の要約及びその審査結果要旨をインターネットの利用により公表するものとする。また、博士の学位を授与された者は、授与日から 1 年以内に当該学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし研究科委員会がインターネットの利用による全文の公表ができない合理的な事由があると認める場合は、その要約の公表と、非公開部分を必要最小限にとどめた上での公表、もしくは必要な閲覧制限を加えた上での全文公表をもって代えることができる。

(学位授与の取消)

第 11 条 不正な方法による学位の取得が判明した場合は、既に授与した学位を取り消すものとする。また、学位を授与された者により本学の名誉を著しく汚辱する行為があった場合は、その学位を取り消すことができる。

(本規程の改廃)

第 12 条 本規程の改廃は研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

(改正) 2003年4月1日

(改正) 2004年3月16日

(改正) 2008年4月1日

(改正) 2010年3月23日

(改正) 2012年4月1日

(改正) 2013年4月1日

(改正) 2015年4月1日

(改正) 2020年4月1日

(改正) 2024年4月1日